

平成28年6月16日

四万十町議会議長 橋 本 保 様

四万十町議会議員政治倫理審査会(第1号)
会 長 酒 井 祥 成

審査結果報告書

平成28年5月9日付で審査の付託を受けた件について、四万十町議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1. 審査請求対象の議員 西 原 眞 衣
2. 審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容
四万十町議会議員政治倫理条例第3条第1項及び同条第4項
町民の代表として、品位と名誉を損なうような行為をした疑い及び町職員の公正な職務執行を妨げ、又は町職員の採用等人事に関し、推薦、紹介する等不適切な介入や働きかけをした疑い。
3. 審査の結果
必要な措置としては、四万十町議会議員政治倫理条例第8条の規定により「辞職勧告」と決定した。
なお、議会の使命と議員の職責に鑑みて、審査会の設置・経過等、詳細は次のとおりである。

はじめに

議会の使命と議員の職責

四万十町議会議員は、町民から直接選ばれ、町民全体の代表者として、18人の議員で構成される合議体であり、その意思は、会議における議決の形で表わされます。

また、議会は議案等の調査、審査をより詳細に、かつ専門的に行う必要から常任委員会を、また、議会の運営を円滑、効率的に行うため議会運営委員会を、さらに今回のような特定の事件等について調査・審査をするための委員会等の設置ができることとなっています。

そして、議会には、議決権・検査権・調査権・承認権等多くの権限が与えられていますが、これらの権限は、いずれも議会という機関・組織に与えられた権限であり、個々の議員に与えられた権限ではありません。

議員は、町民全体の代表として議会での審議や決定に参加し、住民の意思を行政に反映させる重要な役割を担っております。したがって、町の事務への介入・特定の団体や住民のための利害のみを追求し、代弁することではなく、議員本来の役割は町民福祉の向上を追求することにあります。

1. 審査会の設置

本審査会は、平成28年5月9日付で、町議会議員15人の連署により、四万十町議会議員政治倫理条例第4条第2項の規定に基づく審査請求を行い、これを会議規則第14条の規定に基づき本会議にかけ全会一致で可決し設置することとなった。

その後、四万十町議会議員政治倫理条例第5条第3項の規定により、議長が議員6人の審査会委員を指名し選任された。

また、同日審査会を招集し、会長・副会長の互選を行った。

2. 審査の経過

本審査会は、審査に付された事項が、四万十町議会議員政治倫理条例第3条第1項「その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑をもたれる恐れのある行為をしない。」及び同条第4項「町職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その他不正と思われる影響力を行使しない。」の規定に抵触するか否かについて審査を行った。

第1回審査会 平成28年5月9日(月) 6人全員出席

審査請求書の内容を確認し、審査請求案件を全員が適当と判断し、今後の審査方法等と日程について確認した。

次回の審査会では、審査請求書の内容に係る事実関係等について確認するため、町長部局・教育委員会の関係者に出席を要請するとともに関係書類の提出を求めることとした。

また、個人情報保護の観点から、次回の審査会は非公開(秘密会)と決定した。(全員賛成)

第2回審査会 平成28年5月17日(火) 6人全員出席 秘密会(非公開)

町長部局から森副町長、教育委員会から川上教育長に出席を求め、審査請求書の内容に関する関係書類の提出と審査請求書の内容に関する事実確認の聞き取り調査を行った。

また、次回の審査会までに、会長・副会長と執行部による、町職員の執行業務に支障をきたしたことへの事実確認調査を行うこととした。

次回の審査会では、審査対象者に出席を求め、審査請求内容の事実関係について聞き取り調査を行うこととした。

町職員への聞き取り調査 平成28年5月23日(月) 2人出席、酒井会長・中屋副会長
個人情報保護の観点から、聞き取り調査は非公開とした。

町職員7人から、審査請求書の内容に関する事実確認の聞き取り調査を行った。

第3回審査会 平成28年5月26日(木) 6人全員出席

審査対象者の西原眞衣議員に出席を求め、審査請求書の記載事項についての事実確認聞き取り調査を行った。個人情報保護の観点から、秘密会とした。

午後、秘密会を解き、これまでの審査請求書に関する聞き取り調査内容の協議を行った。

その結果、審査請求書の内容が、政治倫理基準に違反する行為が存在するか否かについての委員の審査意見は、第1、第2項目いずれの項目にも「存在する」とした委員が全員であった。

最後に、これまでの審査結果を総合的に勘案し審査会として「必要な措置」についてどのような種別とするか、各委員が意見を披瀝した。その結果、政治倫理条例第8条の規定による措置の種別については「辞職勧告」とする委員が全員であったことから、審査会としての必要な措置は「辞職勧告」とすることに決した。

第4回審査会 平成28年6月2日(木) 6人全員出席

本件審査の結果報告書の内容を協議し、異議なく全会一致で原案のとおり決定した。

尚、審査結果報告書の内容の整理権を会長に委任することに決定した。

また、審査結果報告については、6月定例会で議長に報告することとした。

3. 審査の結果

第1項目で審査請求されている西原議員が町職員の採用等人事に関し、推薦、紹介する件については、自分勝手な理論を持ち出し、誠実さに欠ける発言であり、政治倫理条例をしっかりと認識していないと感じられる。現に、町長室での面談や副町長宛ての西原議員からのメールには、「〇〇〇〇氏を解任し、代わりに私の推薦する」と書かれている本人の文書が存在し、さらに、任命権者である教育委員会の教育長・教育委員にも文書やメールで、「教

育に本物の関心のある方を推薦しました。」と記載された内容の文書が提出されている。

また、今回の人事権者である教育委員会は、西原議員に対し町職員の採用等に関する依頼をした事実はなく、これらの行為は、明らかに西原議員が、町職員の採用等人事に関し、推薦、紹介をしており、議員としては不適切な行為である。

よって、第1項目について政治倫理基準に違反する行為が存在するか否かについて各委員に諮った結果、「存在する」とした委員が全員であった。

第2項目で審査請求されている町職員の職務執行に際し再三にわたり、その地位を利用し圧力をかけ、業務に支障をきたす行為の件については、西原議員は、議員としての認識・自覚が欠如している。議会には、議決権・検査権・調査権・承認権等多くの権限が与えられているが、これらの権限は、いずれも議会という機関・組織に与えられた権限であり、個々の議員に与えられた権限ではない。例えば、調査権・検査権があるからと言っても、それは、議会で「調査・検査を行う」ことが議決されて、初めて出来るもので、議員個人に調査権・検査権は与えられていない。しかし、西原議員は、議会の権限やルールを無視するなど、今回の町職員への聞き取り調査の中でも、町の事務に関し調査権・検査権等とも思われる行き過ぎた情報収集や高圧的な態度で、町職員への過度な発言(地位を利用した、品位に欠ける威圧的行為)が行われたことを、会長・副会長が確認している。

また、議会の品位と名誉を損なう件については、議員に就任してから、現在までに、本会議で再三にわたり、町職員等の実名や能力等について不穏当と思われる発言を繰り返し行っており、議長からの注意を受ける真摯な態度もなく、まったく反省の色は見えない。本年3月の定例本会議でも、四万十町議会を構成する四万十町議会議員が町民全体の代表者であり、奉仕者として遵守すべき政治倫理基準を定めているにもかかわらず、西原議員は自ら「私は、これに関して政治倫理条例に抵触することも視野に入れて発言します。」と何度も何度も発言を繰り返すなど、議員としての自覚に欠けるものである。

さらに、本会議で決定した、四万十町合併十周年記念行事への議員派遣にも無断欠席し、事後報告で済ませる行為などは、町民の代表としての議員の責務に欠けると判断した。

よって、第2項目について政治倫理基準に違反する行為が存在するか否かについて各委員に諮った結果、「存在する」とした委員が全員であった。

4. 審査会の措置

審査会では、審査の結果を踏まえ、審査請求対象者16番西原眞衣議員に対する必要な措置については、「辞職勧告」が妥当であるとの結論に至った。